

第7回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

3月29日、第7回任意合併協議会が開かれま
した。会議では、合併す
ることとなった場合の
岩槻市域の行政区の範囲
名称及び事務所の位置
の取扱い案が報告・了承
された後、議案として提
出され、原案どおり決定
されました。

- また、平成16年度協議
会予算や事業計画、第5
回及び第6回会議で提
案された21件の事務事
業の取扱いが議案とし
て提出され、いずれも原
案どおり決定されました。
- さらに、新市建設計画
素案（財政計画を除く）
など4件が提案され、そ
れぞれ持ち帰り検討す
ることとなりました。

**岩槻市域の行政区
の範囲、名称及び
事務所の位置につ
いて**

◇行政区の範囲
現在の岩槻市の区域をもつ
て、一つの行政区とする。

◇行政区の名称
岩槻区とする。

◇行政区の事務所の位置
岩槻市本町六丁目1番1号
（現在の岩槻市役所）をもつ
て、行政区の事務所の位置と
する。

《提案された事項》

◇内容は、4ページ以降の新市
建設計画素案の概要をご覧
ください。

**新市建設計画素案
（財政計画を除く）**

行政機関の取扱い
行政機関は、原則として
さいたま市の制度に統一
するものとする。

町・字名の取扱い
町・字の名称及び区域は、
現行のとおりとする。

**各種事務事業（消防
業務）の取扱い**
消防業務は、さいたま市
の制度に統一するものと
する。

◇火災等出動計画、消防緊急情
報システムは、さいたま市の
制度に統一する。

◇消防水利の整備計画は、合併
後、さいたま市の計画に統
一する。

◇女性消防隊は、さいたま市の
制度を適用する。



第8回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会



会長 田隅三生

4月20日、第8回任意
合併協議会が開かれま
した。会議では、新たに
埼玉大学学長になられ
た田隅三生学長が委員
並びに会長に就任した
こと、人事異動に伴い、
さいたま市の委員に変
更があったことについ
て報告されました。

また、第7回会議で提
案された4件の事項が
議案として提出され、い
ずれも原案どおり決定
されました。

4月1日付けで任意合
併協議会の会長に就任し
ました埼玉大学学長の田
隅三生でございます。これ
まで協議を重ねてきた経
緯を踏まえ、一層の合併協
議推進のため、微力ながら
精一杯職務を務めてまい
りますので、よろしくお願
いいたします。